

との取引を斡旋するというタイプの茶師は、むしろ理念的存在と考えるべきで、彼らがもっとも重視するところは、自らが大名や公家とをつなぐ一つの回路としての役割であり、こうした権利を有しているといふ、自負であった。

三入家ではこの時期、上蘭が維持され、基本となる財産の堅実な運営・管理が成されていた。こうした事実のあらわれとして、ここではこの事件をうけとめておきたいと思う。

幕末すでに茶道はある程度、一般社会にも普及するが、このあたりに購入されたらしい茶道関係の出版物などが遺る〔907～927〕。各派の様式をさかんに勉強し、当時の三入家の人がびとが、各階各層のさまざまな茶人たちと円滑な付き合いをめざしたことがあがえる。

明治時代の三入家

明治八年（一八七五）、フィラデルフィアで開催された万国博覧会での授賞を皮切りに、当時の上林三入つまり盛厚は、内国博覧会、品評会などに次から次へと碾茶や玉露を出品し、入賞を繰り返した。近代の歴史資料の特徴は、まずなんといっても、数々の荣誉に輝いた証としての賞状である。ただ、これらは当初から額装され、店内に飾られていたり、またまとめて別置してあった関係上、この目録に含むことができなかつた。しかし、その関連の事務文書など〔151～172・176～182～205〕が多く遺されていて、これらを丹念に突き合わせていくと、当時の出品にいたる状況などが明らかにされるはずである。ここではそうしたなかから出品した茶の詳細などを記した、濃茶と玉露の解説書【3・4】を紹介しておいた。古式な製茶法は、今日と趣きを

異なるものもあるが、あらためてそこから学びとるところも少なくないのではなかろうか。

なお、宇治郷については土地台帳の残りが比較的いいので、それぞれの生産地が具体的にどのあたりかを確認しようとしたところ、玉露の解説書にある字文字の茶畠は、たしかに相応の地所が確認できる。しかし、碾茶を生産したとする字妙樂の土地については、この前後の時期に三入家によって所有された形跡が見当たらない。

新しい時代の幕開けに、全国的・世界的に高品質を保証された数々の実績は、けつして三入一家に帰するものではなかつたはずだ。茶の仕上げに秀でて、かつ流通にも明るい旧御茶師を先頭にしながら、宇治はもとより周辺地域全体でもって、多くの人びとが積極的に茶づくりとその発展に取り組んだ。品評会などの表彰状の背景に、こうした努力と営みを思い描くべきなのだろう。

近代の宇治へ、茶と同様に前代からうまく引き継がれた特徴は、名所・觀光地としての態勢だった。謡い文句ではないが、「お茶と觀光」の二本柱は、古代からの景勝の地にしつくりと馴染んでいて、基本的には、今日もこれを踏襲しているといつてよい。

第四回の内国勧業博覧会が京都市岡崎で開催されるのに合わせて、宇治協会では、その前年の明治二十七年（一八九四）四月、宇治名勝の詩歌書画をプロアマを問わず、広く公募した。「遷都紀念祭」と銘打った博覧会の会場に、応募作品を陳列するのだという。三星園本店には、この時に布告された案内文が遺されている【5】。協会の委員のなかに、平等院（淨土院）信徒総代が含まれていたことが、大きく影響したものと思われる。宇治協会は、衆庶の目を驚かせる遺物がな

く、また宇治や平等院に関わる有名な詩歌の真跡も皆無であるから、

新たに有名無名をとわざ広く作品を募集し、博覧会の後は平等院の「宝蔵」に納め、平常はその印刷物を常時公開するとした。

募集期間は、当初同年の九月までとされたが、博覧会開催直前の三月にまで延長された。博覧会に陳列はされただらうが、開催中やその後も作品は受け付けられたようである。やがて、集められた作品は、すべきかどうかはわからないが、予定どおり大部な帳面にまとめられ、淨土院に三冊が遺った。ただ、当初企画された複製化して、常時観覽に供されることはなかつたようだ。

三星園には、全体の資料群のなかで、額装され、長年店先近くに掲げられたために、変色し、極端に劣化した富岡鉄斎の扇面画など、やはり異質な雰囲気で伝わるものがある。これらは、こうした機会をきっかけに、入手されたものかと思われる。平等院関係の記録【6・7】や「宇治八景」【8】も、このあたりの一連の動きやその波及的状況のなかで、三入家が藏するところとなつた作品ではないかと思われる。

【1】

由緒書

本国生国共 山城 京都町奉行支配

上林三入 己歳三拾□

慎徳院（徳川家慶）様御代弘化二巳年一月、養父三入跡相続被仰付、

同年五月十一日所司代於御役宅酒井若狭守殿町奉行田村伊豫守伊奈遠江守御目附安部式部御数寄頭鈴木林碩御立会ニ而誓詞被仰付如養父時、御召方御茶御用相勤、公方様右大将様江毎年為年頭御祝儀御茶筌五本入一箱宛、公方様江毎年五月御夏切御茶一壺献上仕、毎年御茶袋紙五十枚拝領仕、巳年迄十三年相勤寵在候

一 先祖（幸盛）

藤村三入

宇治ニ而御茶仕立寵在候処、権現様（徳川家康）御代年月不知御茶御物御壺御用被仰付相勤、其後上林と改苗仕、年月不知江府江參上御目見仕、寛永年中奉願隱居仕、万治三子年四月廿八日病死仕候

一 先祖（幸永）

上林三入

大猷院（徳川家光）様御代寛永年中父三入跡相続被仰付、如父時御用相勤年月不知江府江參上、御目見仕延宝七未年奉願隱居仕、同八申年

三月廿八日病死仕候

一 先祖（幸貞）

上林三入

嚴有院（徳川家綱）様御代寛文年中父三入跡相続被仰付、如父時御用相勤年月不知江府江參上、御目見仕延宝七未年奉願隱居仕、同八申年

十一月十四日病死仕候

一 先祖（幸伯）

上林三人

病死仕候

嚴有院様御代延宝七未年月不知父三入跡相続被仰付、如父時御用相勤、

御代替ニ付江府江參上仕、天和二戌年正月十五日御柄杓ト本入一箱献上仕、於御白書院御奏者番大久保隱岐守名披露ニ而御目見仕、同年二月九日於躰躅間若年寄衆御出座御老中大久保加賀守殿被仰渡候、御暇被下置金一枚頂戴仕、宝永二酉年奉願隱居仕、正徳四年午年三月十五日病死仕候

一 先祖（盛光）

上林三人

安政四巳年十一月

上林三人印

（宣之）

常德院（徳川綱吉）様御代宝永二酉年月不知父三入跡相続被仰付、如父時御用相勤、御代替ニ付江府江參上仕、宝永七寅年十一月朔日御柄杓ト本入一箱献上仕、於御白書院御納戸構御奏者番松平宮内少輔名披露ニ而御目見仕、同月六日於躰躅間若年寄衆御性名不知被仰渡、御暇被下置金一枚頂戴仕、享保十九寅年二月八日病死仕候

一 高祖父（盛榮）

上林三人

文化元年子十月 家建願書 宇治郷橋本町
〔2〕

〔121〕

乍恐奉願建前御訴訟

宇治郷橋本町願人 御茶師 上林三人

右絵図墨引之通、私所持屋敷地ニ有來り候、居宅及大破候付、此度梁行五間半、桁行六間半之本家并梁行四間半、桁行三間半台所并梁行式間半、桁行四間取附、并梁行三間桁行五間土蔵并梁行三間桁行三間味噌部屋、北ノ方ニ梁行式間桁行三間小屋、南ノ方ニ梁行式間半桁行式間之建物有來り候建物ニ取附、片端屋根其外棟数六ツ都而屋根瓦葺ニ普請仕度、朱引を記、奉願候、尤御制禁之普請等不仕、隣家合壁境目水吐等、何之差障茂無御座候間、右願之通御聞済御赦免被成下候ハ、

文恭院（徳川家斉）様御代文化七午年十月父三入跡相続被仰付、如父時御用相勤、文政十二丑年十二月奉願隱居仕、天保十二子年九月十日

難有可奉存候以上

一 養父（盛之）

文恭院（徳川家斉）様御代文政十二丑年十二月養父三入跡相続被仰付、如父時御用相勤、弘化二巳年二月奉願隱居仕、嘉永二酉年九月廿日病死仕候

一 祖父（盛一）

文化元子年十月

願主

上林三入 茶ノ印

東際目御知行地

庄屋 十左衛門

西北際目

上林平入

月行事

長七

大工

仁左衛門

藤兵衛

同組頭

右奉願候、宇治郷普請之儀者從先規御代官様御役所ニ而御聞済御赦
免被成下候處相違無御座候、御法度之作事等不仕候間、何卒御聞済被
成下候様奉願上候以上

子十月

名主 与十郎

年寄 勘兵衛

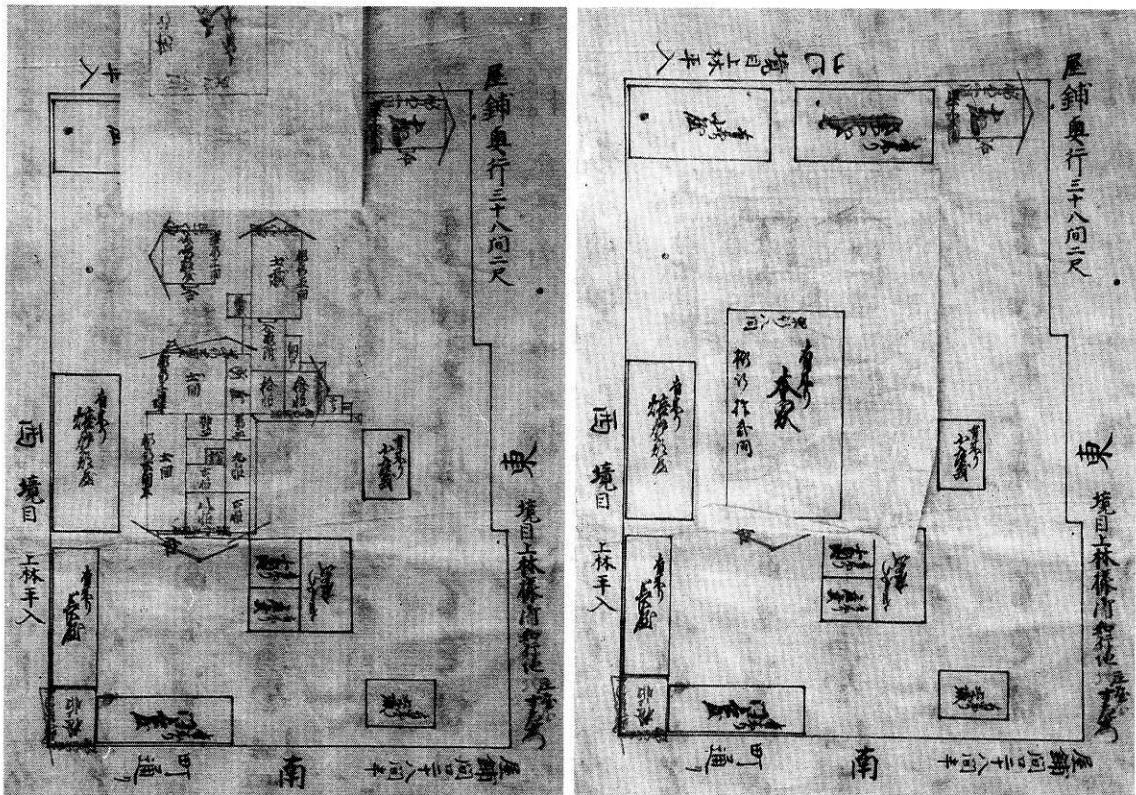
上林六郎様御役所

〔3〕

濃茶解説書

京都府久世郡宇治町字宇治町 上林三入

第壹号 物名 茶 方言 碾茶製濃茶 銘 幾代ノ白



出品人名 京都府山城国久世郡宇治町字宇治町第拾八番戸平民 農
上林三入印産地製造場

山城国久世郡宇治町字宇治町第拾八番戸 間口五間半 奥行八間
建物壱ヶ所附属間口三間奥行四間半 建物壱ヶ所間口三間奥行六間
建物壱ヶ所合三ヶ所ヲ以テ製造ス

産地土質及反別

同郡宇治町字宇治町小字妙楽自菌ノ地平坦ニシテ

膏腴（こうゆ）土色淡黒色真土砂利交り反別壱町四反八畝歩

培養并ニ施肥

新芽採摘ノ后、番刈と称シ摘跡ヲ刈揃、六月上旬ヨリ八月下旬迄、四

回耘（くさぎ）リ、九月下旬ニ至リ、茶樹根際ノ土ヲ堀除ク、十月上旬ヨリ十一月中旬迄ニ油粕及人糞式回ヲ施与ス（但シ寒氣ヲカ掩ハおう／＼カ為ナリ）、二月下旬ニ至リ、又茶樹根際ノ土ヲ除、三月上旬より四月下旬ニ至ルマテ二人糞三回ヲ施与ス、続ヲ前ノ如ク搔寄ス

製造并ニ貯蓄

採摘シタル茶芽ヲ茎或ハ葉古葉ヲ撰除シタルモノヲ蒸器ニ凡五拾目ヲ投シ、十分ニ沸騰シタル湯ニテ凡式十秒ニ蒸ス、是ヲ冷台ニ投シ冷力ナラシム、而シテ冷籠ニ入置、焙炉ニ炭量凡式貫目ヲ入レ、炭二十分火ヲ徹セシメ后、葉五六把ヲ燃ス、而シテ炉上ニ竹網ヲ架シ煉紙ヲ布キ、蒸シ芽凡百目ヲ撒布シテ屢シハ（しばしば）攪拌シテ半乾ニシテ炉外ニ脱シ、箕ヲ用ヒテ塵芥ヲ簸（ひ）シ、続テ茎及古葉ヲ撰除シ、

次ニ煉炉ニ移ス（煉炉ハ火度ノ低キモノ也）、又屢シハ攪拌シテ、次ニ炉厨ニ移シ、棚上ニ置テ乾燥シ、茎ノ全ク摧折（さいせつ）スルヲ慶トシ、焙リ上ケヲ壺ニ詰貯藏ス

摧折撰方ハ、三四五六七八番ノ篩ヲ用ヒテ各篩ヒ分ク（但八番ノ下ハ焦香アルニヨリ除去ス）

三段共ニ黄色ノ茎葉ヲ撰リ去リ、再ヒ前ノ如ク篩ヒ分け、三段共ニ筭ヲ用ヒテ簸シ、変色ノ茎葉ヲ撰去リ、式番より八番迄、各篩ヲ用ヒテ順次ニ摧折ス、后チ九番十一番十三番十七番篩ヒ用ヒテ、五段ニ篩ヒ分（但十七番ノ下ハ泥粉ナリ依テ除去ス）、各一段毎ニ綠茎ヲ抜キ去リ、綠茎及斑变ニテノ葉等ヲ精選スル事再三、但シ初メヨリ撰上每ニ必ス煉炉ニ入、能ク乾燥シテ、古信樂古丹波及古錫等、其外タモチ宜キ壺江十分詰込ミ、日光アタラザル空氣流通宜シキ場所ヘ貯藏ス

開業沿革

抑祖業ヲ襲クル茲三百有余年、先人天正年間より本町ニ居ヲ占メ、土味ノ茶ニ宜キヲ視察シ、必ス適ス可キヲ計リ、同志ト此事ニ從事スル事年ヲ経テ、茶樹ノ古キヲ撰ヒ日霜ノ覆ヲ掛け、生芽ヲ蒸シ、焙炉ニ烘（あぶ）リ、淡濃ノ茶ヲ製スル事ヲ発明シ以テ逸業トス、後陽成帝御代より御暦朝江召上ケ濃薄御茶詰上ケヲ、年々命セラレ則御褒美トシテ黄金ヲ拌領ス、明治三年ニ至リ十二世勤メ來レリ、慶長年間外力先人徳川家康公江濃薄茶ヲ献ス、御賞有テ御物御茶師ノ号ヲ命セラレシム、続ヲ年々召上リ御茶詰上ケ御褒美トシテ黄金ヲ拌領シ、慶応三年迄勤来ス、余ハ明治十年第一回、同十四年第二回内国勧業博覧会ヘ出品ノ際、詳細認メ出シ有レハ爰ニ略之

一明治十年第一回内国勧業博覧会江各種茶出品ス
一同年^(一)十四年第二回同会江各種茶出品ス

製造器械

一蒸釜ハ經式尺、深サ式尺三寸ナルセキレイト称ル釜ヲ用フ

一蒸輪ハ藁ニテ丸ク作り、釜ノ上ニ置器ナリ、此經式尺三寸、中心ニ

經壹尺ノ丸キ穴明ケ、蒸器ノ湯氣モレヌタメナリ

一蒸器ハ曲ニテ作り、底ハ竹網ヲ張タルモノ、此經壹尺式寸ナリ

一冷シ台ハ長サ四尺五寸、巾三尺五寸ノ板ニ三方ニ縁ヲ付ケ木ニテ造

リタルモノ

一冷シ籠ハ長式尺五寸、巾壹尺五寸、縁式寸五分アル網代ナリ

一焙炉ハ土ニテ築キ、木ノ縁ヲ付シ、長六尺巾三尺六寸高サ式尺、竹

網ハ炉ニ符合スベキ寸法ニシテ、縱九本横拾三本ヲ以テ網タルモノ

一煉紙ハ仙過十八枚ヲ統合セ、是ニ裏紙ヲナシタルモノ

一棚煉炉厨ハ長三尺巾式尺、深式寸五分ノ縁ニシテ、底ニ紙ヲ張タル

モノ

一篩ハ竹ニテ作ル、壹番ヨリ十番迄、壹番篩ハ曲壹尺内ニ縦横目數廿五、一番毎ニ漸次縮小ニシテ、十番ハ曲壹尺内ニ縦横各目数百アリ

一箕ハ竹ニテ網ミ、紙ニテ張タルモノ

一唐箕ト唱ヘ松板ニテ図ノ如ク造リタルモノ

該器ハ即去ル安政式年初メテ発明シ、専ラ碾茶製造ニ使用シ、正葉

薄葉混合ヲ仕分け、藁塵等ヲ除シ、原葉ニ折鷹混合ヲ仕分け、篩ノ

手数ヲ省ク事妙也、玉露煎茶ノ如キハコナシ粉及焙炉粉中混合ノ真

葉ヲ仕分け、薄葉ヲ除キ、藁塵等ヲ去ルニ用ユ、然レドモ該器使用

不充分ヨリ、内ヘ美濃紙ヲ生波ニテ張、羽根ニ増減ヲ加ヘ、種々是

ニ精心ヲコラシ、近來漸々其功ヲ得タリ

製造高總計

明治式拾式年五月十日ヨリ同年五月廿八日マテ

式百拾三貫百目 内 濃茶 九拾七貫九百目

玉露 百拾五貫式百目

代価高總計

金八百五拾式円四拾錢 内 濃茶 金三百九十九式円六十錢

玉露 同四百六拾式円八拾錢

褒賞

一明治八年米國費府万國大博覽会江出品賞牌ヲ授受

一同八年京都府博覽会江出品、有功賞銅牌ヲ授受

一同十年同府博覽会江出品、特別賞状ヲ授受

一同十年第一回内国勧業博覽会江出品、龍紋牌授受

一同十二年京都府博覽会江出品、有功銅牌授受

一同十二年神奈川県横浜ニテ第一回共進会江出品式等有功賞金參拾円

拝受

一同十四年第二回内国勧業博覽会江出品、二等有功賞牌授受

一同十六年兵庫県神戸ニテ第二回共進会江出品、四等褒賞銀杯授受

一同十七年岩手県勧業博覽会江出品、壹等賞牌授受

一同十八年京都府博覽会江出品、銀牌授受

一同十九年広島県広島ニテ第三回共進会江出品、三等褒賞授受

一同式十式年第三回内国勧業博覽会江出品、二等有功賞牌授受

經濟

產出種類

濃茶 玉露

公租金拾七円

栽培費 金武百式円六拾錢

内訳 肥料代金 百四拾六円八十八錢

諸入費金 五拾五円七拾式錢

産地土質及反別

同郡宇治町字宇治町小字宇文字自蘭ノ地ハ平坦ニシテ

膏腴土色淡黒色真土砂利交リ反別壱町四反八畝歩

生葉収穫高

五百四拾四貫目

此見積リ金 式百七十四円五拾錢

薪炭 代金 甘壹円七十六錢

製造費金百拾七円拾錢

人夫 賃金 拾九円四錢

雜費 金 七拾六円三十錢

原価總額金三百九拾壹円六拾錢

内 金二百五拾五円 幾代ノ白 拾五貫目 代価

金百三十六円六拾錢 折物外屑茶代価

右之通御座候也

明治廿二年九月

〔4〕

玉露解説書

京都府久世郡宇治町字宇治町 上林三入

第弐号 物名 茶 方言 玉露銘残月

出品人名 京都府山城国久世郡宇治町字宇治町第拾八番戸平民

農 上林三入

產地製造場

山城国久世郡宇治町字宇治町第拾八番戸 間口五間半 奥行八間

建物壱ヶ所附屬間口三間奥行四間半 建物壱ヶ所間口三間奥行六間

建物壱ヶ所 合三ヶ所ヲ以テ製造ス

培養并ニ施肥

新芽採摘後、番刈ト称シ摘跡ヲ刈揃江、六月上旬より八月下旬迄耘り、九月下旬ニ至リ茶樹根際ノ土ヲ堀除ク、十月上旬ヨリ十一月中旬迄、油粕及人糞式回ヲ施与ス、而シテ先キニ堀、際タル土ヲ搔寄ス（但シ寒氣ヲカ掩カタメナリ）、二月下旬ニ至ルマテ三回人糞ヲ施ス、統テ土ヲ前ノ如ク搔寄ス

製造并ニ貯蓄

採摘シタル茶芽ヲ古葉及蔓等ヲ撲除シタル物ヲ、蒸器ニ凡三拾目ヲ投シ、十分沸騰シタル湯ニテ凡拾秒間ニ蒸ス、是ヲ冷台ニ投シ冷カナラシメ、而シテ冷シ籠ニ入ル、蒸目方七百目以上壹貫目以下ヲ焙炉ニ投シ、手ニテ之ヲ操捻シ、少シク茶ノ乾キタル頃、之ヲ他ニ移シ冷ナラシメ、而シテ古葉及粉塵芥等ヲ除ク、之ヲシガ撲リト云フ、后之ヲ一番炉並煉リ炉ニ移シ（煉リ炉ハ火度ノ低キ者ナリ）、充分之ヲ操捻シ候也、次形状宜シキヲ作ラシメ、煉リ炉ニテ直チニ乾燥シ、蔓全ク摧折スルヲ慶とス、后之ヲ各種ノ篩ヲ用ヒ、之ヲ篩出シ、以テ黄色等ノ古葉及蔓等ヲ撲去ル、而シテ后之ヲ五六種ノ篩ヲ用催シ折リ、輕葉粉等を簸シ去リ、之ヲ精撲シ、煉炉ニ入、能ク乾燥シテ、タモチ宜キ壺ヲ撲ミ、十分ニ詰込、貯蓄ス

(中略)

生葉収穫高 六百四拾貫目

此見積り金 参百五拾弐円

製造器械

薪炭 代金 廿五円六拾錢

一蒸釜ハ経式尺、深サ式尺三寸ナルセキレイト称ル釜ヲ用フ

一蒸輪ハ藁ニテ丸ク作り、釜ノ上ニ置器ナリ、此経式尺三寸、中心ニ

経壺尺ノ丸キ穴明ケ、蒸器ノ湯氣モレヌタメナリ

一蒸器ハ曲ニテ作り、底ハ竹網ヲ張タルモノ、此経壺尺式寸ナリ

一冷シ台ハ長サ四尺五寸、巾三尺五寸ノ板ニ三方ニ縁ヲ付ケ木ニテ造

リタルモノ

一冷シ籠ハ長式尺五寸、巾壺尺五寸、縁式寸五分アル網代ナリ

一焙炉ハ土ニテ築キ、木ノ縁ヲ付シ、長六尺巾三尺、高サ式尺五寸、

網ミテツキウヲ用ユ

一炉厨ハ木ニテ縁ヲ造リ、底ハ一面厚紙ヲ以テ張リ炉ニ符合ス

一篩ハ竹ニテ作ル、壺ヨリ十番迄、壺番篩ハ曲壺尺内ニ縦横目数式

十五、十番篩ハ縦横各目数百ナリ

一箕ハ竹ニテ網ミ、紙ニテ張タルモノ

産出種類（以下、濃茶に同じ）

山城国宇治ノ里ナル平等院ハ河原左府融公ノ別業地ナルヲ御堂関白道
長公ヲ受継タマヒ其後人皇七十代後冷泉天皇御宇永承六年閑白通公ノ
建立ニ係ル鳳凰堂ハ今ヲ去ルコト八百四十三年ニ久シキヨ経テ幸ニ祝
融ノ災ナク優美ノ古態巍然尚存スルヲ以テ天下一大美術ノ冠晚ト称シ
外国人ニモ此ヲ賞歎スルト云、故ニ宇治ニ遊フ人ハ此古跡ニ逍遙シテ

多ク月々ニ増シ、而シテ其人ハ必宝物ヲ一覽セん事ヲ乞フ、然ルニ聊
ノ古器遺物ノミニシテ眼ヲ驚シ心ヲ感セシムルニ足ルモノナシ、且此

栽培費 金式百六拾壺円六拾錢
内訳 肥料代金 百七拾二円八十錢
諸入費金 八十八円八十錢

〔5〕

宇治名勝詩歌書画募集稟告

〔222〕

右之通御座候也
明治廿二年九月

原価総額金四百六拾円八十錢
内 金三百二十円 残月 三十貫目 代価
金百四拾円八十錢 中玉露外屑物代価

製造費金百九円八拾錢 人夫 賃金 三拾弐円
雜費 金 五拾二円廿錢

山水ノ絶景古跡ノ幽邃ヲ詠セシ古人ノ詩歌ハ書籍上ニ多ク見エレト
モ其真蹟ハ一モ存スルヲ見ス、是吾輩ノ遺憾トル処ナリ、今回同志

ノ者協議シ、今ヨリ遍ク新古ノ芳墨ヲ四方ニ搜索募集シ、古人トナク
今人トナク數部ニ分チ、書画帖トナシ来ル廿八年ノ遷都紀念祭ニ場上
ニ陳列シ諸人ニ縦覽セシメント欲ス、而シテ之ヲ平等院ノ宝藏ニ納メ、
永遠ニ伝ヘ平常ハ此ヲ石板摺トシテ宝物場ニ備ヘ置カハ遊人一覧ノ便
ナラン、是吾輩責任ノアル所ロ冀クハ大方諸君此旨ヲ憫察シテ此地ニ
係ル詩歌書画等ヲ送付セラレン事ヲ希望スルモノ也

明治二十七年四月

遷都紀念祭第四回勸業博覽会

宇治協会

委員

兼平院信徒總代

菱木時之助

(印)

同

入江宗七

(印)

委員

井上豹太郎

(印)

同

菱木信興

(印)

岩井勘造

(印)

服部鉄之助

(印)

辻利兵衛

(印)

長谷川與兵衛

(印)

長井耕雪

(印)

谷村與三郎

(印)

皆川退藏

(印)

此外略之

芳墨御送付被下候期ハ來ル二十八年五月ヲ限トス

但シ別紙ニテ住所御姓名爵位等御記載ヲ乞フ

右受附所

京都府山城國久世郡宇治町

遷都紀念祭第四回内国勸業博覽会宇治協会事務所 (印)

宇治神社 祭神稚郎子尊

県社

鳳凰堂

興聖寺

惠心院

橋寺 橋ノ碑石アリ

宇治川

山吹瀬 柴舟

宇治橋

浮船嶋

天ヶ瀬

鮎波処

米淘石間

朝日山

不動巖

川上一里斗

喜撰嶽

扇芝

白山社

金色院

茶園

檳尾山

三室戸寺

神明宮

橘小嶋崎

朝日山

扇芝

金色院

巨椋湖

白山社

檳尾山

神明宮

橘小嶋崎

朝日山

扇芝

金色院

巨椋湖

白山社

檳尾山

神明宮

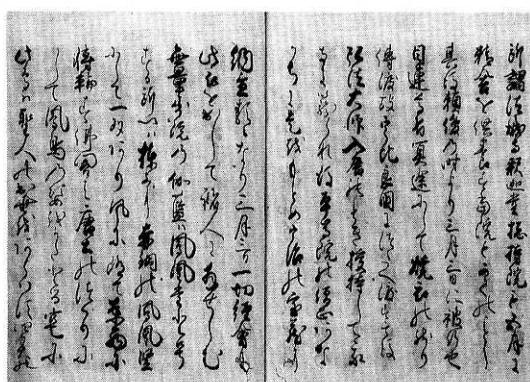
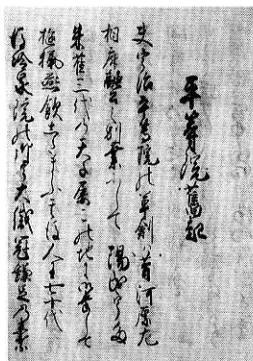
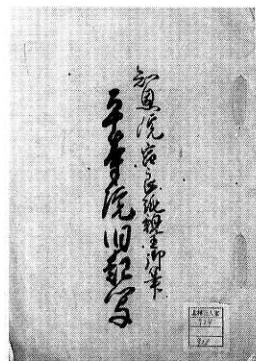
黃檗山萬福寺

詩歌書画 但シ画箋ハ曲ニテ堅一尺二寸五步横一尺五寸
兼題 宇治名勝ノ内四季隨意

【6】「平等院境内古図」(縦一一八、〇×横一四一、五cm) [939]



【7】「平等院旧起写」



【6】は、平等院を共同管理する浄土院に伝来する境内図の写である。図中の情報には不確かな部分が多いものの、境内の景観の復元を試みた歴史資料として注目されてよい。汚損の激しい浄土院の図に比べると保存状態はきわめて良好である。ただし原本は軸装。

【7】も浄土院蔵の知恩院門跡良純の手による作品の写である。た